

第 13 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和6年7月1日(月) 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 3時 24分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)
出席委員	24名 農業委員 1番 富田 正次郎 2番 杉戸 恵司 3番 山形 啓子 4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 6番 井田 秋雄 7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本 久美子 10番 星野 昭彦 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司 13番 矢内 鉄男 14番 今泉 芳雄 農地利用最適化推進委員 1番 金子 博一 2番 荻原 完一 3番 武 幸一 4番 木村 聡 5番 大澤 隆 6番 小菅 雄一郎 8番 丹羽 康博 9番 中村 耕一郎 11番 深澤 憲司 12番 太田 亮一 [遅刻委員] [中座委員] [早退委員] 8番 丹羽 康博
欠席委員	10番 齊藤 克代
議事参与	5名 事務局長 新井 八寿代 主査 鳥井 貴史 次長 山藤 健二 係長 石原 幸枝 主査 登坂 良男
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 会期決定の件 日程第3 第53号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会処分 3件 第54号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 1件 第55号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 6件 日程第4 第56号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に による諮問について 委員会処分 3件 日程第5 報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第13回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員14名、推進委員10名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、12番渡辺委員及び13番矢内委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第53号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が3件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい、事務局。

事 務 局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号5番、6番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。営農型太陽光発電の転用許可期間は、3年間でございますので、これを更新するため、3年に一度、許可期間終了前に申請するものとなります。

本件は、被設定人が設定人である所有者の農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

営農下部では土地所有者がブルーベリーの栽培を行っております。

営農状況といたしましては、ブルーベリーが植え付けされており、苗がややまばらでありましたが、剪定や下草等の管理がされておりました。

収穫については、2年後には本格的にブルーベリーの収穫を始める見込みとのことでございます。

受付番号7番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、この件について6月28日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

1番推進委員 はい。

議 長 はい。1番金子推進委員。

1番推進委員 1番推進委員金子でございます。6月28日に、13番矢内委員と事務局2名で現地調査に行つてまいりました。報告いたします。まず受付番号5番ですが、場所は昆虫の森の南になります。現況は先ほど事務局も言つていましたが、50cmほどの高さのブルーベリーが植えられておまして、雑草も繁茂しておりました。雑草の勢いのほうが強いかなというような感じがしました。それから受付番号6番ですが、場所は山上城跡公園の西にあたりまして、申請地は細長い場所ですけれども、東の細い道路から見てまいりました。ここも受付番号5番とブルーベリーの背丈も雑草の背丈も同じような感じでしたね。更新の案件ということなので問題はないと思ひました。それから受付番号7番ですが、場所は新川の雷電神社の西にあたります。ここは非常に良い場所で、譲受人がナスと長ネギの栽培が経験豊富ということで、きれいに管理して真剣に耕作してもらえるものと推測しますのでいいのではないかと思ひます。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願ひします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

8番推進委員 はい。

議 長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 8番推進委員丹羽です。受付番号5番と6番について、営農型の更新時には被設定人の状況の部分が斜線になっているんですが、常時従事者の状況を更新時においても記載しておいたほうがいいのではないかと思ひますけれども、どうでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事務局 受付番号5番と6番につきましては、被設定人が太陽光発電事業者となり、営農者ではないため、斜線を入れているということになります。以上です。

8番推進委員 ただ営農型の場合は耕作をする必要があるのだから、常時従事者の状況の記載は必要だと思うのですが。

議 長 今8番丹羽推進委員からも意見がありましたが、このようなときに特に問題になるのが、土地所有者と耕作者と太陽光事業者が全部分かれていたような場合に、誰が責任をもって管理をするのか擦り合いのような感じになってしまう

から、常時従事者の状況が分かったほうがより良いと思うし、委員としても耕作者の人数など把握するといいと思うんですね。

事務局 よろしいでしょうか。

議長 はい。事務局。

事務局 今回の意見を加味しまして、通常であれば先ほどの説明のとおり譲受人や被設定人など今後耕作をする方の状況が入ってくるわけですが、営農型太陽光の場合は所有者が引き続き営農を行っていくこともありますから、その場合に限っては被設定人の状況とせずに、設定人の状況として数字なり人数を入れるということはどうでしょうか。

議長 先ほど言ったように、下を耕作している設定人がどういう状況かということも記入するという意味合いで解釈してもらえればよいと思います。

8番推進委員 はい。あと受付番号6番なのですが、周囲に農地が広がっていて、その中にぽつんと太陽光発電があるということは、今後地域計画などの目標を設定するとき、または農地の集団化や集積を考えるとときに支障が生じると思われるのですが。

議長 はい。事務局。

事務局 今8番丹羽推進委員の話があったように、これから先農地の集団化や集積をしていくにあたって営農型太陽光発電が問題として取り上げられるのではないかと考えております。以上です。

議長 私からよろしいでしょうか。今県の審議会でも問題になってきているのが、これから地域計画が示されて、営農者が一生懸命この地域で農業をしようというときに、営農型太陽光発電があつたりすると困るといった話が出てくるのが懸念されるんですが、現状法律では問題ないということになってしまうんですね。ここは法律上問題がないという解釈になってしまうということで、我々ももっと勉強をしていく必要があると思います。営農型太陽光発電について判断をするときには一般的な転用ではなくて、あくまでも農業を行っていく場所を借りて太陽光を設置するというように考えるようではないでしょうか。それを踏まえて下部の農地で地域の平均単収の8割を達成できている場所があまりないのが難しい問題だと思います。

6番農業委員 はい。

議長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 この地域では申請地の東にも営農型太陽光でミョウガを作付けしているところがありますのでそれほど問題はないかと思います。

議長 ほかにございますか。

4番農業委員 はい。

議長 はい。4番川口委員。

4番農業委員 今後もこういう営農型太陽光の更新が出てくると思うんですけども、可能であれば過去3年間の売上でも掲載をしてもらえれば、みなさんが判断するた

めの材料としていいんじゃないかなと思うんですけども。

議長 それについても問題があって、県の審議会でも更新でこれまで耕作してきた作物を変更するといった事案がありまして、これまでがうまくいかなかったからといって作物を変更するというのはおかしいんじゃないのかといった意見が多数出て困ったんですよ。事務局、これはまだ収穫ができていないんですよ。

事務局 収穫はまだです。

10番農業委員 たしかこれはブルーベリーを植え替えていますよね。1回ダメにしてしまって。現地調査委員の話によればまあ成長はしているのかなとは思いますが。

6番農業委員 雑草のほうブルーベリーより勝っちゃっているんですよ。

議長 今後事務局にはこの協議を踏まえて事業者と営農者に注意をしていってもらえればと思います。

13番農業委員 はい。

議長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 13番矢内です。私も先日1番金子推進委員と現地を確認してきましたんですが、植え替えをされていて3年経っているとすると、6年経っても収穫は無理ですよ。そのあと10年経ったらどうかということじゃないですか。現時点では作物が雑草に負けています。あれだと何年経ってもダメだと思いますよ。営農型の現地調査のときによく見てもらったほうがよいと思います。以上です。

議長 はい。ほかにありますか。

11番推進委員 はい。

議長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 11番推進委員深澤です。確認なんですけれども、営農型太陽光は地域の平均単収の8割の収穫を目指すということでよろしいんですよね。

議長 基本はそうです。

11番推進委員 そうなると、作物の苗の植え付け本数も通常の8割以上を作付けしないと収穫は見込めないんじゃないかという気はしているんですけども、前回の現地調査の時にこの方のブルーベリーに関しては明らかに本数が少なすぎるという感じを受けました。なので営農型太陽光の下で栽培する場合は通常の何割苗を植えなくてはならないといったような決まりがあればいいとは思いますが。もう一つ、調べれば調べるほど営農型太陽光の下で栽培するには不向きだという作物を耕作している方もいるんですけども、通常の栽培をするときにも日光や水の管理などの対策を要するのに、太陽光発電施設の下でうまく栽培するのは不可能だと思われるのですが、そのところについてどう対応をしていくのか疑問に思っているんですけども、どうなんでしょうか。

13番農業委員 はい。

議長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員　私も同意見です。前回の現地調査で柿を見てきましたけれども、柿は大きくなるのだから太陽光パネルの下でやるだけだと8割は無理だと考えます。これからは農地全体を効率的に利用していくことについても指導していかなければいけないんじゃないかなと思います。許可をするにあたって、農地に全体的に作物を植えてもらわなければ80%の収穫なんてとても見込めませんよ。始めからやる気があるのかという話ですよ。

議長　現状営農型太陽光でいい作物を作っている営農者のほうが少なく、多くのパネルの下はみんな問題を抱えているなかで、今後みなさんがどう考えていくかですよ。

5番農業委員　はい。

議長　はい。5番山形ちづ代委員。

5番農業委員　疑問に思ったんですけれども、設定人の方が太陽光の下で栽培しているわけですよ。そもそも設定人の方は太陽光の下に8割以上の単収がないとダメだということを認識しているのでしょうか。作付けされている本数が少なかったり雑草が多かったりということを聞いているといいかげんな気持ちであまり将来のことを考えないで設置しているのかなという気もするんですけれども。設定人の方がどういう認識でやっているのか私は疑問なんですけれどもね。ちゃんと8割ということ把握していればもっときれいに管理をして収入も得ていると思うんですよ。いいかげんな気持ちでやっていんだとしたら注意をしないといけないと思うんですよ。

議長　どちらにしても現況で好ましくない耕作をしている営農者に対しては今度の営農型太陽光の現地調査で回った時にとりまとめて事務局から注意喚起をしてもらおうと。ただ歯がゆいのは不許可を出すとか、撤去をさせるという話については他の農業委員会でも踏み込んでいけないんですね。場合によっては申請者にこの場に来ていただいて、みなさんからの意見を伝えなきゃいけないのかなとも思うんですよ。県の審議会の中でも収穫の伝票だとか売り上げだとかを提出してもらおうようお願いをしようという話にもなっているんですけれども、1年で収穫が見込めるものであればいいんですけれども、何年かかる作物についてはすぐに収穫がなくて、更新のときには作物を変えるということで非常に問題になるんですよ。

1番農業委員　はい。

議長　はい。1番富田委員。

1番農業委員　1番富田です。私も農業をやってきて、作物を育てて同じところで3年経つと、病気が入っちゃうから耕作する農地を他のところへ変えるということは太陽光の下でなくてもあり得ると思うんですよ。それと3年に一回更新をするといったときに設定人が年で施設に入っちゃったとしたときに、今度は設定人の名前も変えて申請をしてることが考えられますよね。そうすると作物は植え替えるわ、設定人の名前は変わるわで誰が何をしたらいいのかということに

なると思うんですよね。実際にブルーベリーの苗が雑草で隠れているから雑草を刈るように話をして、営農者がブルーベリーは草の中でもいいんだと言われたとしたらそれ以上のことは言えないと思うんですよ。そういったことが全て法律で決められているわけじゃないから、営農者が考えを持ってやっているんだとしたらいたしかたないかと。

議 長 そのこのところですよ。

1 番農業委員 なので我々は現地に行って、データをとって進歩が見えればいいですけども、そうでないとしたら許可の期間を1年にする等考えればいいと思うんですよ。

2 番農業委員 いいですか。

議 長 はい。2 番杉戸委員。

2 番農業委員 今日これまでの話を聞いていると営農型太陽光の基準自体がずいぶん緩いと思うんですよね。

議 長 これについても県の審議会のなかでいろいろ話を聞いていると、3年経過したから普通に更新でいいとするのか、それとも1年の更新で勧告をしながらやっていくのかというところしか手立てがないんですよ。みなさんにお諮りしたいのはこういう案件が出てきたときに桐生市の農業委員会でも1年で決定したところもあるし、認定農業者にしても6年で判断をしたところもありますので、今回の申請について、3年で許可を出すのか、それとも1年あるいは2年で許可をするのか、みなさんで協議をしてもらって判断をしてもらいたいですけれども、意見のある方はいますか。

11番推進委員 はい。

議 長 はい。11 番深澤推進委員。

11番推進委員 最初に詳細な栽培計画を示してもらった方がいいと思うんですよね。3年前に計画が出ているんだとすればその通りにできていないということだと思うんですよ。であればまた栽培計画書を再度出し直してもらおうと。その栽培計画書を提出してもらい、確認をして検討してから許可を出すというのはどうでしょうか。今回で1年あるいは2年で許可をしても何も変わらないと思うんですが。

議 長 みなさんが1年で許可をするということであれば、1年としておいて、営農者なり事業者が何かあるというのならば直接来ていただいて対応すればいいと思うんですよ。我々はしっかりと耕作してもらえればいいということをお願いしているという話でいいと思うし、しっかりとしていないならばやることを約束してもらって、それで計画どおりにできたならば3年の更新を認めるといった形でいいと思うんですよ。

2 番農業委員 はい。

議 長 はい。2 番杉戸委員。

2 番農業委員 これから営農型太陽光の現地調査をすると思うんですけども、その結果によって通知を発送して、途中の経過報告をここでしてもらって、それでも状況

が変わらなければ3年後には更新は認めないとかいう話ができるような気がするんですけども。

議長 一番無難なのは、3年は許可するけれども、条件付きで改善点を示して毎年報告をしてもらう形で決定するのがいいと思います。

8番農業委員 はい。

議長 はい。8番山形栄子委員。

8番農業委員 8番山形です。ブルーベリーは土地によって生育がすごく左右されるものなので、土地の条件が大切だと思うんですよね。その土地にブルーベリーが適しているのかどうか、その検査をやった方がいいんじゃないですか。コンテナ栽培という方法もあるとは思いますが、あまりにもひどいところはコンテナ栽培なども考えれば少しは生育状況も変わってくるのではないかと思います。

議長 それではみなさんにお諮りしたいと思うんですけども、先ほど話をしましたようにこの申請につきましては3年間で申請されていますけれども、改善計画書を出してもらうということでみなさんにお諮りしたいと思います。

これより採決いたします。

第53号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が3件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第53号議案は許可相当として承認されました。それで先ほど話をしたように改善計画書を出してもらうということでよろしく申し上げます。

続きまして、日程第3 第54号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい、事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

4番の立地基準につきましては、市街地化が見込まれる区域内でありますので、第2種農地と判断します。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、この件について6月28日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

1 番推進委員 はい。

議 長 はい。1 番金子推進委員。

1 番推進委員 引き続き説明いたします。まず受付番号 4 番の案件ですが、裏の地図をご覧ください。場所は黒保根の水沼駅の近くの黒保根大橋を渡って南に位置します。周りは山となっております。現地は崖となっております、崖からせり上がって平らになるところの境で、他に使い道がありませんので問題ないと思われれます。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第 5 4 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請」について、委員会処分が 1 件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 5 4 号議案は許可相当として承認されました。

日程第 3 第 5 5 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、委員会処分が 6 件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号 9 番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第 2 種農地と判断します。

受付番号 1 0 番、1 2 番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地ではありますが、営農型太陽光発電施設の設置の許可制度上の取扱いに沿った一時的な利用を、3 年間更新するものであり、許可基準を満たしていると考えます。

受付番号11番、14番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます。

受付番号13番の立地基準につきましては、市街地化が見込まれる区域内にありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上9番から14番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、この件について6月28日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

13番農業委員 はい。

議長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 13番矢内でございます。6月28日に1番金子推進委員と事務局2名とで、現地調査をしてまいりましたので、ご報告させていただきます。まず受付番号9番ですが、場所は先月5条申請で出てきた場所と隣接しているところなんですが、現状は畑ではなくすでに駐車場となっております。始末書も出ていますのでやむを得ないかなと思います。次に受付番号10番ですが、53号議案にありましてとおり、営農型太陽光発電の申請となりますが、先ほども話をしましたようにブルーベリーは植えられておりましたが、雑草だかブルーベリーだか分からないような状況でした。ここについては事務局から指導の通知を出してもらおうということで申請を受けるという形でよろしいかなと思います。次に受付番号11番ですが、これは譲受人が館林の大工さんということですが、この方の専門は建築土木ではなくて型枠土木なのかなという感じがするんですが、地図を見ていただきますと申請地の隣の宅地と一緒に駐車場と資材置場にするということで申請が出ているのかなと思います。周りも住宅地となっておりますので、問題はないかなと思います。次に受付番号12番ですが、これも53号議案にありましてとおり、営農型太陽光発電の申請となりますが、きれいに耕作してもらえることを期待して、しょうがないかなと思います。次に受付番号13番ですが、場所は新里支所の南にあたるところで、周りが住宅地となっております。私たちが見に行ったときには、申請地隣では宅地にするための工事が始まっており、いたしかたないと思います。次に受付番号14番ですが、場所は新里東小学校の西側の道を上がっていったところでした、学校も近く分譲住宅にするということでやむを得ないかなと思います。以上です。

議 長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いし
ないようですので、これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

第55号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分
が6件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙
手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。
よって、第55号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第56号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮
問について」、委員会処分が3件ございます。

以上を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局
議 長
事 務 局

はい。議長。
はい、事務局。
(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

以上、利用権設定総括表及び所有権移転総括表について、農業経営基盤強化
促進法附則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、この件について6月28日に現地調査を実施しておりますの
で、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

13番農業委員
議 長
13番農業委員

はい。
はい。13番矢内委員。

利用権設定総括表の1番ですが、これは新川の上毛電鉄の線路沿いで、広い
ほうの土地は露地ナスが見事に作ってありました。三角形の土地はトラクター
がかけられて整地されておりました。前にも現地調査で行きましたが、ここは
いつも上手に一生懸命やっているので、農家として見本になるのではないかと
思いながら見てまいりました。次に所有権移転総括表の1番ですが、新里町の
赤城山で、国道353号線を行きまして、赤城カントリーの方面へ曲がって赤

城カントリーの手前となります。現地はあまり高くない草が生い茂っていましたが、すばらしく広い土地で、牧草を育てるということできれいに使っていただけだと思います。もう一つは新川の上毛電鉄付近の土地でして、いい土地だと思います。譲受人はすぐ南側に住居を構えており、買い受けて耕作をしていくということですのでよろしくお願ひします。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願ひします。
これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

6番農業委員 はい。

議 長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 利用権設定総括表の1番ですが、せっかくいい露地ナスを作っているのに設定期間が短いのはもったいないと思うのですが。

事務局 はい。

議 長 はい。事務局。

事務局 利用権設定総括表の1番ですが、借り手と貸し手がそれぞれ話し合いをして設定期間を決めている形となります。

議 長 よろしいでしょうか。ほかに。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第56号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、3件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第56号議案は許可相当として承認されました。

日程第5 報告第23号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願ひます。

事務局 はい。議長。

議 長 はい。事務局。

事務局 報告第23号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については、ございませんでした。

議 長 今、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第23号について申請がないということで、よろしいでしょうか。

続きまして、報告第24号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 報告第24号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については8件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議 長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第24号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後3時24分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

1 2 番

1 3 番
